

平成30年度山梨県食品衛生監視指導計画の実施結果

1 山梨県食品衛生監視指導計画の概要

食品衛生監視指導計画とは、年度ごとに食品の安全性の確保を図っていくために各都道府県等が行う食品衛生に関する監視指導の実施に関する計画であり、前年度末までに策定し、その実施結果については、実施年度の終了後に公表することとなっています。

2 監視指導の結果について

この計画では、食品等事業者の業種（施設）毎の監視指導について、過去の食中毒の発生頻度、製造・調理・販売される食品の流通の広域性、施設の規模、取扱い食品の特殊性及び山梨県において重点的に監視すべき項目についても配慮しながら、監視の重要度の高い順にA～Eの5ランクに分類し、それぞれに目標とする標準監視回数を設定しました。また、観光地の食品衛生集中監視を4月、6月及び7月に延べ11日間実施するとともに、6月下旬から8月末までの期間は夏期一斉取締りを実施し、さらに12月は年末一斉取締りを実施することで監視指導の強化を図り、次のとおり11,514回の監視を行いました。

| | 基本的な考え方 | 監視頻度 | 対象施設数 | 標準監視回数 | 監視実績数 | 達成率 |
|---|--|---------|--------|--------|--------|--------|
| A | 食品衛生上の危害が発生した場合にその危害が非常に大きくなるおそれのある施設等 | 年3回以上 | 184 | 1,287 | 1,570 | 122.0% |
| B | 食品衛生上の危害が発生した場合にその危害が大きくなるおそれのある施設等 | 年2回以上 | 1,326 | 2,652 | 2,042 | 77.0% |
| C | 食品衛生上の危害の発生の可能性が高い施設 | 年1回以上 | 1,028 | 1,028 | 1,062 | 103.3% |
| D | 食品衛生上の危害の発生の可能性が低い施設 | 3年に1回以上 | 2,324 | 775 | 1,098 | 141.7% |
| E | 食品衛生上の危害の発生の可能性が極めて低い施設 | 5年に1回以上 | 22,952 | 4,590 | 5,742 | 125.1% |
| 計 | | | 27,814 | 10,332 | 11,514 | 111.4% |

なお、8月の食品衛生月間においては、監視指導の実施と併せて食品等事業者に対する講習会を開催したほか、一般消費者に対する啓発資材の配布や報道機関を通じた食中毒予防の啓発を行いました。

また、監視指導時に行った施設等のふきとり検査数は次のとおりでした。

(1) ATP清浄度検査

| 対象施設及び事業 | 検査箇所数 |
|------------------------|---------|
| 集中監視 | 1,307箇所 |
| 食品営業施設、福祉施設、保育所等の監視・調査 | 1,760箇所 |
| 計 | 3,067箇所 |

※ATP（アデノシン三リン酸）は、全ての生き物がエネルギーとして必ず使っている物質で、手指や施設に残っているATPをふきとり、その残量を汚れの指標として計測し、衛生指導に活用しています。

(2) 微生物学的検査

| 対象施設及び事業 | 検査箇所数 |
|-----------|---------|
| 食品営業施設の調査 | 3,111箇所 |
| 食中毒関連調査 | 159箇所 |
| 計 | 3,270箇所 |

3 「重点的に監視指導すべき事項」の結果について

(1) 食中毒防止対策

ノロウイルス、カンピロバクター、腸管出血性大腸菌、寄生虫、植物性自然毒等による食中毒を防止するため、県ホームページへの情報掲載とともに、衛生的な手洗いのポスター、食中毒防止のリーフレットの配布等により、食品等事業者及び消費者への注意喚起に努めました。食品衛生責任者、給食施設の調理従事者、一般消費者等を対象に食品関係講習会を延べ133回開催し、7,890名が受講しました。

なお、平成30年度は6件（患者数154名）の食中毒の発生があり、内訳は、ノロウイルス食中毒1件（患者数11名）、サポウイルス食中毒1件（患者数26名）、カンピロバクター食中毒1件（患者数7名）、ウェルシュ食中毒1件（患者数11名）、細菌性赤痢食中毒1件（患者数98名）、アニサキス食中毒1件（患者数1名）でしたが、いずれの事例でも死亡者はありませんでした。

原因施設に対しては、衛生状況の改善措置と再発を予防するための指導を行いました。

(2) 食品表示の適正化対策

平成27年4月1日に施行された食品表示法の加工食品についての経過措置期間が、令和2年3月31日で終了します。

食品表示制度や経過措置期間終了の周知をするために、施設監視時の指導、啓発を実施しました。また食品等事業者に対して講習会を開催し、7回の講習会に約300名が出席しました。

食品等事業者への指導を行う食品衛生監視員を対象に技術研修会を開催し、指導体制の強化に努めました。

(3) 野生鳥獣肉（シビエ）の衛生確保対策

野生鳥獣肉の処理を行う9施設（休止中を除く。）のうち、8施設の監視指導を実施しました。また監視指導時には、HACCPに基づく衛生管理を導入していない施設に対して、導入を推進しました。

4 違反食品の発見状況について

収去検査は、別紙のとおり1, 341検体について実施しました。その結果、食品の表示基準違反であったものはなく、規格基準違反であることが判明したものは8件ありました。違反が判明した食品等事業者へは、再発防止対策等の指導を行いました。

【収去検査による違反食品発見状況】

| 品目 | 実施時期 | 違反内容 | 件 | 対応 |
|-----------|------|-------------------------------------|---|--|
| アイスクリーム類 | 7月 | 第11条第2項違反 規格基準違反（大腸菌群、 一般生菌数） | 6 | 同一ロットの製品が既になかったため、衛生管理指導及び自主検査結果の報告を指示 |
| 野菜 | 5月 | 第11条第2項違反 規格基準違反（残留農薬 基準） | 1 | 輸入野菜であったため、輸入者を管轄する保健所から輸入者を指導し、自主回収が行われた。 |
| ミネラルウォーター | 8月 | 第11条第2項違反 規格基準違反（味、臭気） | 1 | 同一ロットの製品が既になかったため、衛生管理指導及び自主検査結果の報告を指示 |

5 苦情食品の調査実施状況について

県内製造施設で製造した食品が、不良又は違反食品（疑い）であるとして消費者や他の自治体から寄せられた事例は合わせて50件あり、異物混入が最も多く見られました。食品分類では、その他の食品、菓子に多く見られました。

それらを製造した施設に対しては、立入調査を行い、原因を究明するとともに再発防止の指導を行いました。

| 食品分類 | 異物混入 | 表示 | カビ | 規格基準違反 | 腐敗変敗 | その他 | 計 |
|-------------|------|----|----|--------|------|-----|----|
| 穀類及びその加工品 | | 2 | 1 | | | | 3 |
| 魚介類及びその加工品 | 3 | 1 | | | | | 4 |
| 食肉、食肉製品 | 1 | | | | | | 1 |
| 乳、乳製品 | | | | 1 | | | 1 |
| 菓子 | 5 | 3 | 1 | | | 2 | 11 |
| そうざい | 3 | | | | | | 3 |
| アイスクリーム類、氷菓 | 2 | | | | | | 2 |
| 野菜果物及びその加工品 | 2 | 2 | 2 | | | | 6 |
| めん類 | 1 | 1 | | | | | 2 |
| その他の食品 | 10 | 1 | | 1 | 1 | 4 | 17 |
| 計 | 27 | 10 | 4 | 2 | 1 | 6 | 50 |

6 関係機関との連携について

(1) 食品表示合同調査の実施

消費生活安全課が中心となり、県民生活センター、衛生薬務課広域衛生監視指導担当及び関東農政局山梨支局が連携して行う「広域食品表示合同調査」を年4回実施しました。また、保健所（支所を含む）、農務事務所、県民生活センター及び関東農政局山梨支局においても「地域食品表示合同調査」を実施し、食品表示の適正化を図りました。

(2) 農薬適正使用指導強化対策会議への参加

県農業技術課を中心に県関係部局、農業者団体等で構成する「農薬適正使用指導強化対策会議」において、農薬適正使用指導の強化や飛散防止対策、違反発生時の対応について話し合いを行い、連携を強化しました。

(3) 総合衛生管理製造過程承認施設への監視指導

食品衛生法第13条に基づく承認施設は、県内に2施設あり、関東信越厚生局の行う変更及び更新に伴う現地調査に、延べ2回同行し、施設の衛生管理の方法について連携した監視指導に努めました。

収去検査及び違反の状況

| 食品分類 | 品目 | 収去数 | 違反数 |
|--------------|---------------------------|-------|-----|
| 魚介類 | 生食用鮮魚介類など | 35 | 0 |
| 魚介類加工品 | 魚肉ねり製品 | 14 | 0 |
| 食肉 | 牛肉、馬肉、豚肉、鶏肉 | 105 | 0 |
| 食肉製品及び食肉加工品 | 食肉製品 | 17 | 0 |
| 卵及びその加工品 | 鶏卵、液卵 | 17 | 0 |
| 乳・乳製品等 | 牛乳、チーズ、発酵乳、乳飲料など | 20 | 0 |
| アイスクリーム類・氷菓 | アイスクリーム、ラクトアイス、アイスマイルク、氷菓 | 51 | 6 |
| 穀類及びその加工品 | めん類 | 59 | 0 |
| 野菜、果物 | 野菜、果物、茶 | 111 | 0 |
| 野菜果物乾燥品及び加工品 | 乾燥果実、こんにゃく、しょう油、みそなど | 40 | 1 |
| 豆腐 | 豆腐 | 24 | 0 |
| 漬物 | 酢漬、みそ漬、しょうゆ漬など | 31 | 0 |
| 菓子類 | 洋生菓子、和生菓子、生あんなど | 109 | 0 |
| 清涼飲料水 | 清涼飲料水、ミネラルウォーター類 | 115 | 1 |
| 酒精飲料 | ワイン | 141 | 0 |
| 冰雪 | 冰雪 | 3 | 0 |
| 冷凍食品 | 冷凍食品 | 27 | 0 |
| 弁当 | 弁当 | 121 | 0 |
| そうざい及びその半製品 | そうざい | 268 | 0 |
| その他の食品 | レトルト食品、調味料、はちみつ | 17 | 0 |
| 器具及び容器包装 | 器具及び容器包装 | 12 | 0 |
| おもちゃ | おもちゃ | 4 | 0 |
| | 計 | 1,341 | 8 |